

# 令和元年度 介護支援専門員実務研修 開催要綱

## 1 目的

介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

山口県から指定を受けて、一般社団法人 山口県介護支援専門協会が実施する。

## 3 対象者

- (1) 令和元年度 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した方
- (2) 平成26年度から平成30年度の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、本研修の受講が認められた方
- (3) 他の都道府県の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、本県での受講が認められた方

## 4 研修日程及び研修会場

【別紙1】「日程表」のとおり、13日間の研修と演習実習及び見学実習を実施します。

注1 介護支援専門員実務研修受講試験の合格者数により、今年度の本研修は1コースのみでの実施となります。日程・コースの選択はできませんのでご了承ください。

## 5 受講料 53,900円

### ※【 注意事項 】

- ① 同封の「払込取扱票」により、令和元年12月15日(日)までに名鉄観光サービス(株)山口支店に振り込んでください。
- ② 同封の払込取扱票を使用しない場合は、通信欄に受講番号を記入してください。  
※ 受講番号は封筒・「介護支援専門員実務研修受講受付票(ピンク色の用紙)」に記載しています。
- ③ 振込み手数料は各自で負担してください。
- ④ 受講料とは別に、実務研修テキストを購入してください。

## 6 研修テキスト

「〈七訂〉 介護支援専門員実務研修テキスト(全2冊セット)」: 8,000円(税込み)  
平成30年11月 一般財団法人長寿社会開発センター発行

上記テキストを研修で使用しますので、当日販売いたします。購入を希望される方は、研修第1日目12月21日(土)に研修会場で代金と引換えにお渡しします。(お釣りの無いようご協力をお願いします。) **研修の2日目以降も必ず持参してください。**

注1 上記テキストの購入費は受講料には含まれません。

注2 長寿社会開発センター発行の〈六訂〉実務研修テキスト第1刷又は2刷をお持ちの方は初日にご持参ください。

注3 講義では使用いたしません。参考資料として「〈六訂〉 居宅サービス計画書作成の手引き」: 1,330円(税込み)も当日販売いたしますので、ご希望の方は購入ください。

## 7 受講上の留意事項及び手続き

指定された研修日程により、全13日間受講してください。

### (1) 研修1日目の受講受付について

- ・「介護支援専門員実務研修 受講受付票（ピンク色の用紙）」を受付の際に提出してください。
- ・受講番号は、各自で控えておいてください。

### (2) 受講の延期について

介護支援専門員実務研修は実務研修受講試験の合格年度に受講することを原則としますが、やむを得ず受講を延期し、令和2年度以降の介護支援専門員実務研修の受講を希望する場合は、「受講延期申請書（様式①）」を提出してください。

**提出期限：令和元年12月15日（日）**

### (3) 欠席手続きについて

研修開始後に、研修課程の一部を受講できなくなったため、令和2年度以降の介護支援専門員実務研修の受講を希望する場合は、「欠席届（様式②）」を提出してください。

**提出期限：判明次第速やかに提出してください。**

注1 受講できなかった理由がやむを得ないものと認められる場合は、令和2年度に実施する研修の際に、本年度の研修での未受講課程を受講すれば研修修了となることがあります。その際は補講料がかかります。

ただし、未受講科目が同時期に当協会が開催する介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・介護支援専門員再研修で振替受講が可能な場合、その科目を受講することにより修了する可能性があります。この取り扱いの詳細については欠席届提出の際に説明します。

### (4) 氏名、住所等の変更の届出について

氏名、住所等の変更があった場合は、「氏名・住所等変更届（様式③）」を速やかに提出してください。

### (5) 書類の届出方法について

上記各書類（様式①～③）は、郵送又は研修時に提出してください。

## 8 実習について（※実習では、次の2つの内容を行います。）

### (1) 演習実習 (2) 見学実習

※(2)見学実習について、一連のケアマネジメントプロセスを実習受入事業所で3日間程度同行、見学する実習になります。【別紙3】見学実習受入事業所一覧より実習希望先（第1～第5希望まで）を選択し、FAX又は郵送で研修実施機関に提出してください。ただし、ご希望に沿えない可能性もありますのでご了承ください。

※実習内容の詳細は3日目の実習オリエンテーションで説明します。

**提出期限：令和元年12月15日（日）**

## 9 修了証明書の交付

(1) 全ての科目を修了された方には、一般社団法人 山口県介護支援専門員協会会長名の修了証明書を交付します。

(2) 真にやむを得ない理由により欠席、遅刻又は早退があった場合は、次のとおり取扱います。

- ・遅刻があった場合は、遅刻部分の補講を行い、補講受講により当該科目を受講したとします。
- ・欠席、遅刻又は早退があった場合は、一部でも未受講科目があればすべての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付できません。

- (3) 受講態度が著しく悪い、他の受講者への迷惑行為を行うなどの不適切な受講状況が認められる場合や、期限までに実習報告書等の必要書類を提出されない場合は、受講を中止していただくことがあります。受講中止の場合も、全ての研修科目を修了したことにならないため、修了証明書を交付できません。

## 10 個人情報

本研修での個人情報の取扱いは、個人情報保護法に関する条項を含んだ業務委託契約を「名鉄観光サービス株式会社 山口支店」と交わしています。

なお、本事業において、本会が取得した個人情報は、個人情報保護法および本会個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳密に管理します。取得した個人情報は、介護支援専門員実務研修事業及び見学実習先、実習保険加入先への情報提供、修了証書作成以外の目的には使用しません。

## 11 その他

- (1) 研修実施時期は降雪・路面凍結等による道路の通行止めや渋滞、公共交通機関の遅れなどが予想されます。できるだけ研修会場の近くに宿泊されることをお勧めします。

なお、セミナーパークで連日研修受講の場合のみ、宿泊施設（セミナーパーク宿泊棟）の利用が可能です（前泊はできません）。宿泊を希望される方のみ【別紙4】**宿泊申込書**に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送で研修実施機関に提出してください。

- (2) インフルエンザの感染予防に細心の注意をお願いします。研修会場ではマスクを持参し、必要に応じて着用してください。

- (3) 研修会場内での飲食は可能です。昼食は各自で準備してください。また、ゴミは各自で持ち帰りください。※セミナーパークには食堂がございます。

- (4) 会場周辺地図及び利用案内 ※【別紙2】会場案内図参照

- (5) 本研修は厚生労働大臣指定の特定一般教育訓練指定講座に該当します。制度の詳細は当協会ホームページ (<http://www.y-cma.jp/index/page/id/906>) からご確認いただけます。教育訓練給付金の受給資格を受けた方は、研修初日に受給資格証明書の写し（コピー）を提出してください。

## 12 問い合わせ・連絡先

### 【研修制度全般、受講要件に関すること】

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班 （担当：上野）  
TEL：083-933-2788

### 【各種様式の提出先、その他、本研修実施に関すること】

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 （担当：福本、岡村）  
〒753-0072 山口県山口市大手町9-6  
TEL：083-976-4468 E-mail:kaisenkyo@y-cma.jp

### 【受講料の振込に関すること】

名鉄観光サービス（株）山口支店  
〒753-0074 山口県山口市中央3丁目1番7号 ミツビル2階  
TEL：083-923-2600